入 札 公 告

次のとおり一般競争に付します。

令和８年１１月１３日

独立行政法人　自動車技術総合機構
近畿検査部長　山崎　信一

１．競争入札に付する事項

（１）件　　名　　近畿検査部京都南事務所自動車検査場　検査官控室改修工事

（２）履 行 期 限　　令和９年３月２６日

（３）対 象 施 設　　仕様書のとおり

（４）入 札 方 法　　落札価格決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額（１円未満切り捨て）をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に該当する金額を入札書に記載すること。なお、郵便による入札は認めないこととする。

２．競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）令和７・８年度 一般競争参加資格（国土交通省大臣官房会計課長名）「建築工事業」において「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされ、希望部局に近畿運輸局「近運」が登録なされた競争参加資格を有していること。
または、近畿地方整備局の競争参加資格を有しており、「建築工事」において「Ｃ」又は「Ｄ」の等級に格付けされていること。

（２）独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第２５条に該当しない者であること。（詳細は入札説明書による）

（３）国及び地方公共団体等から指名停止の措置を受けていない者であること。

（４）当入札に係る業務を履行期限までに確実に完了できる者であること。

（５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（６）入札説明書及び仕様書等を受領し、契約条項等の内容を確認した者であること。

３．入札手続等

入札説明会は実施しないこととする。但し、独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部において令和８年１１月１３日(金)～令和８年１１月２７日(金)までの間に仕様書等必要書類を配布する。なお、仕様書等の必要書類の交付は原則メールにより行う。交付を希望する者は、本件調達名及び仕様書等資料の交付希望の旨記載したメールを下記メールアドレスへ送信することを原則とする。

メールアドレス：kinki-kanri@naltec.go.jp

４．入札の日時及び場所

（１）日時：令和８年１２月３日（木）　１０時００分

（２）場所：大阪府寝屋川市高宮栄町１２番１号

大阪運輸支局　２階　大会議室

５．落札者の決定方法

独立行政法人自動車技術総合機構契約事務実施細則第４条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

６．契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされているところです。

このため、落札者におかれましては、以下のとおり、当法人との契約に係る情報を当法人のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願い致します。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって、本取扱いに同意されたものとみなさせていただきますが、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない落札者についても、その名称等を公表させていただきますので、ご了知願います。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先が公表の対象となります。

①当法人において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）役員、顧問等として再就職していること

②当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

＊予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外となっております。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当法人の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当法人ＯＢ）の人数、職名及び当法人における最終職名

②当法人との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

①契約締結日時点で在職している当法人ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当法人における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間に取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）

７．その他

（１）入札保証金及び契約保証金の要否　否

（２）入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。

（３）契約書の作成の要否　要

（４）契約手続きにおいて使用する言語及び 通貨　日本語及び日本国通貨

（５）独占禁止法に違反する行為があった場合の措置

独占禁止法に違反する行為があった場合の入札は無効となり、契約締結後にあっては、損害賠償金の請求を行うとともに契約を解除することがある。

（６）入札参加意思の表明

入札に参加しようとする者は、下記の要領において原則メールにより参加意思を表明しなければならない。

連絡先　　本公告末尾記載の契約担当者

連絡期限　令和８年１１月２７日（金）

記載事項　入札件名、入札参加者名、所在地、担当者連絡先

※有効な資格審査決定通知書の写しを PDF 等で添付すること。

※上記メール送信後は、近畿検査部管理課からの受領メールを確認すること。

（７）本公告に係る仕様書を受理しない者の入札

本公告に係る仕様書を受理しない者の入札は認めない。

（８）その他詳細は入札説明書による。

（９）受注者は、この契約締結後14 日以内に工事図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第４８条の規定による届出
二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第２７条の規定による届出
三 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第７条の規定による届出
上記の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

入札に関する問い合わせ先

〒５７２－０８４６
寝屋川市高宮栄町１２番１号（大阪運輸支局内）
独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部

担当者（契約等に関すること）：管理課
電　話：072-812-1819
メール：kinki-kanri@naltec.go.jp

担当者（仕様等に関すること）：検査課
電　話：072-812-1818